

第 5 章

防災指針 大規模盛土造成地編

1. 防災指針の概要

(1)防災指針について

近年、気候変動の影響等により自然災害が頻発・激甚化しており、全国各地で発生した河川氾 濫や土砂災害等によって、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じています。

このため、令和 2 年 6 月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化(防災指針の作成ほか)など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることとされました。

このうち、立地適正化計画の強化では、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため、居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外すること、居住誘導区域内で行う防災対策、・安全確保策を定める「防災指針」の作成が位置づけられています。

(2)防災指針の位置づけ

本市においては、平成 31 年 3 月に「河内長野市市立地適正化計画」を策定し、持続可能な都市構造の形成を目指してきたところですが、令和 2 年の「都市再生特別措置法」(以下「法」という。)の改正を受け、『防災指針』を作成し、立地適正化計画に反映します。

(3)計画期間

防災指針の計画期間は、河内長野市立地適正化計画の計画期間『令和17年度(2035年度)』 とします。

2. 災害リスク分析と課題抽出

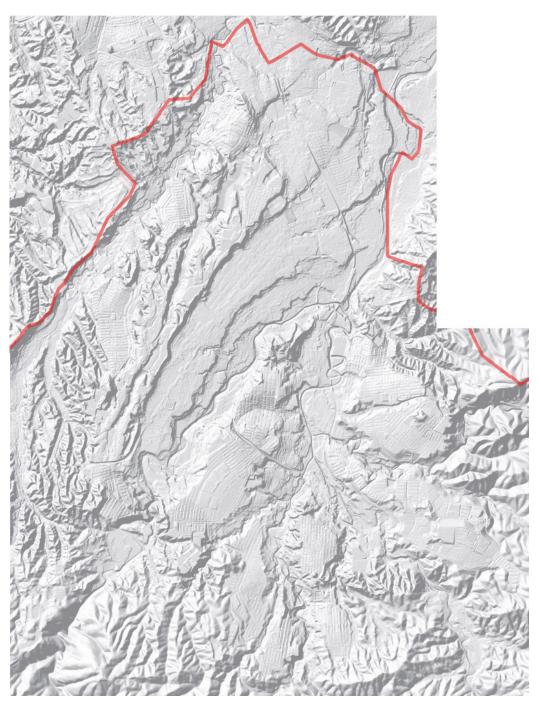
(1)河内長野市のハザード区域等の状況

河内長野市立地適正化計画の居住誘導区域に存在する、法令及び都市計画運用指針で「居住の 誘導に適さない区域」とされている災害ハザード区域等の状況は以下のとおりです。

災害ハザード区域等		本市の	居住誘	備考
		状況	導区域	
土砂災害	災害危険区域	あり	なし	
	【建築基準法】			
	地すべり防止区域	なし	なし	
	【地すべり防止法】	_	_	
	急傾斜地崩壊危険区域	あり	なし	
	【急傾斜地の崩壊による災害防止に関する			
	法律】			
	土砂災害特別警戒区域	あり	除外区域	
	【土砂災害警戒区域等における土砂災害防			
	止対策の推進に関する法律】			
	土砂災害警戒区域	あり	除外区域	
	【土砂災害警戒区域等における土砂災害防			
	止対策の推進に関する法律】			
地震災害	大規模盛土造成地	あり	あり	
	【大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガ			
	イドライン】			

(2)河内長野市の地勢

河内長野市は、市域の7割を山地が占めており、その山地が石川や西除川の源流域となっています。市街地などの平地は、これら河川の河岸段丘に形成され、それぞれの河川に向かって傾斜しています。



出典「国土地理院」

(3)災害リスクの高い地域等の抽出

大地震時における宅地被害(滑動崩落)を防止するための宅地耐震化推進事業に基づき、本市では国の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」により、盛土の規模や構造から 2 5 0 箇所の大規模盛土造成地を抽出しました。また、そのうち46 箇所が居住誘導区域に存在しています。

(4)防災上の課題の整理

本市の大規模盛土造成地については、昭和40年代から50年代に住宅用地として盛土造成された宅地が多く、既に複数の住宅が立地しています。

これらの盛土地については、その安全性が不明確であることから、盛土地の安全性の把握を行う必要があります。

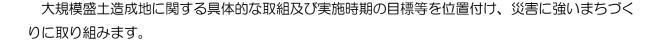
<mark>3.</mark> 防災まちづくりの取組方針

大規模盛土造成地に対する安全性確保に向けた取組を着実に進め、更なる災害に強いまちづくりを実現するため、大規模盛土造成地の防災まちづくりの取組方針を示します。

○取組方針

大規模盛土造成地の安全性確認のため、盛土地の安全性に関する調査等を実施し、危険性が確認された盛土地については、災害リスクの回避や低減に取り組みます。

<mark>4.</mark> 防災まちづくりの具体的な取組



(1)防災まちづくりに向けた取組

対策の分類	具体的な取組
災害リスクの低減	第二次スクリーニング計画の作成 第二次スクリーニング等の実施 対策工事の実施
災害リスクの回避	立地誘導(居住誘導区域からの除外)

(2)取組スケジュール

	実施時期の目標		
取組内容	短期	中期	長期
	(5年)	(10年)	(20年)
第二次スクリーニング計画の作成	→		
第二次スクリーニン等の実施			
(居住誘導区域内)			
対策工事の実施			
居住誘導区域の見直し			

(3) 防災まちづくりに係る目標値

大規模盛土造成地に係る取組の計画的な進捗推進を図るため、評価指標と目標値を定めます。 評価指標については、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導等に係る指標と合せて概ね 5年毎に評価を行うとともに、必要に応じて取組等の見直しを行います。

評価指標	区域	将来目標値 (令和7年度)
第二次スクリーニング計画の策定に 係る現地踏査実施箇所数	居住誘導区域	45箇所

※崩落した盛土1箇所については第二次スクリーニング計画を策定せず第二次スクリーニングを実施

5. 防災指針に関連する制度の活用

大規模盛土造成地に係る宅地被害防止事業

(1) 宅地の安全性確保に向けた基本的な考え方

居住誘導区域の全域を、宅地被害を防止する区域と位置付けます。

当該区域内の大規模盛土造成地について、重点的に安全性を把握するための調査等を推進します。調査等の結果、安全性が不足する大規模盛土造成地については、対策工事の実施を検討します。

(2) 大規模盛土造成地の状況

河内長野市域においては、大阪府が平成19年に第一次スクリーニングを実施し、対象地約250箇所の状況を大規模盛土造成地マップとして公表しました。このうち居住誘導区域内の盛土は46箇所となります。

令和4年度から第二次スクリーニングを実施する盛土箇所の優先度順位を定める現地踏査を実施しています。

また、令和2年10月に盛土の一部が崩落した、居住誘導区域内の盛土箇所については、令和 3年度に第二次スクリーニングを実施した結果、滑動崩落のおそれがあることが判明しています。

(3)宅地被害防止事業

- ①第二次スクリーニング計画の策定
 - 45 箇所を対象に実施
 - 事業概要:現地踏査(目視による盛土の計上や地盤・法面の変状、地下水の湧水状況等)
- ②安全性を把握するための調査
 - 46 箇所を対象に実施(内、崩落した盛土1箇所については既に実施済み)
 - ・事業概要:地質調査(調査ボーリング、表面波探査等)、安定性検討
- **②対策工事**
 - ②の安全性を把握するための調査結果を踏まえ、安全性が不足する箇所について実施を検討する。